

北海道環境教育等行動計画

～環境をまもり育てる人づくり・協働取組のために～

概要版

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

道では、環境教育や環境保全の意欲の増進を図るため、平成17年12月に「北海道環境教育基本方針」を策定し、環境教育等の推進に取り組んできた。

国では、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的な人材づくりを進めるため、平成23年6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)を制定し、平成24年6月には「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、環境保全活動等の推進についての基本的な事項や施策を示した。

また、地球温暖化や生物多様性の危機などの顕在化する環境問題に対し、持続可能な社会の形成に向けて、道民の環境保全意識の高まり、市民活動団体や事業者等による環境保全活動の広がりなどが見られる。

このような状況を踏まえ、道では、本道における環境教育等を一層推進し、道民、民間団体や道が協力しながら、道民一人ひとりの具体的な行動を促していくため、「北海道環境教育基本方針」の見直しを行い、「北海道環境教育等行動計画」として新たに定めることとした。

2 計画の位置付け

- ・「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画
- ・「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」における「環境に配慮する人づくりの推進」をより総合的・体系的に進めるための個別計画

3 計画の期間

「環境に配慮する人づくり」には継続的な取組が必要であるため、計画の期間は平成26年度からの概ね10年間とし、計画の内容については、中間年等で必要に応じて見直しを行う。

4 計画の目指す方向

北海道環境基本計画〔第2次計画〕にある「持続可能な社会の構築」を実現するためには、社会の仕組みを変えていくための環境に配慮する人づくりが極めて重要。

国の基本方針における環境保全を推進していくために求められる人間像や、道民の環境に優しい行動の心構えである「地球を守る心」「もったいない心」「自然と共生する心」の「3つの心」を踏まえ、本計画の目指す方向を次のとおりとし、計画の推進における共通の基礎的要素として、7つの視点により環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組(以下「環境教育等」という。)の推進を図る。

【目指す方向】

道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めます

【7つの視点】

- ①一人ひとりが学び、考え、行動する
- ②環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる
- ③本道における環境問題の特性を踏まえる
- ④体験を重視する
- ⑤ライフステージに応じる
- ⑥地域社会全体が協働して取り組む
- ⑦いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

第2章 本道の現状と課題

各主体別及び施策別に環境教育等に係る現状と課題を整理

主 体	主 な 課 題
個人	環境配慮行動や環境保全活動の実践者を増やす
学校等	教育活動全体を通じ、各地域・学校にあった取組を進める
事業者	環境に配慮した取組や環境保全活動に積極的に関わる
地域団体・市民活動団体等	担い手の育成と活動を行う場の広がり
市町村	住民ニーズの把握や地域に根ざした環境活動の推進、体系的な取組
道	情報提供の一層の充実、部局間の連携

施 策	主 な 課 題
人材の育成・効果的な活用	人材が有効に活用される情報発信や活動機会を増やす取組
機会提供・環境配慮意識付け	気軽に学習できる機会の一層の充実、環境教育プログラムの作成・普及
拠点機能の整備	中間支援機能の充実、施設間の連携強化
協働取組の推進	各主体の特性をいかした連携・協働、コーディネーターやファシリテーターの育成促進
情報の提供	身近な環境保全活動の機会や人材等の的確な情報提供
調査研究	調査研究の一層の充実、先進事例などの蓄積・共有

第3章 計画の推進

1 各主体に期待される役割

環境教育等の推進に当たっては、個人、学校、事業者、地域団体・市民活動団体、行政等の各主体に期待される役割を、それぞれの主体が自主的・積極的に担うことが重要

【個人】

- ・一人ひとりが環境問題に関心を持ち、考え、理解し、行動すること
- ・家庭において、出来る限り環境に負荷をかけない生活習慣を身につけることや、学校、職場、地域社会において環境配慮行動の実践や環境保全活動等に取り組むこと

【学校等】

異学年や異校種、地域住民や市民活動団体、事業者等との連携に配慮しながら、地域や学校等の実態に応じて環境教育に関する全体計画等を作成し、教育活動全体を通じて進めることなど

【事業者】

事業活動に伴う環境負荷の低減、従業員への環境教育、地域の一員としての環境保全活動など

【地域団体・市民活動団体等】

地域に密着した地道な環境保全活動の実践、各主体間の活動のコーディネートなど

【市町村】

住民に対する環境情報の提供、地域における環境保全活動への支援、講座・学習会等の充実、各主体間の連携・協働の支援、体系的・計画的な実施など

【道】

広域的な視点による国や市町村等と連携した環境教育等の推進、指導者の育成、プログラムの整備、情報や機会の提供、各主体間の連携・協働の支援、部局間の連携など

2 各主体の連携・協働

- ・各主体が、互いの立場を尊重したパートナーシップの下に連携・協働することが必要
- ・効果的な協働取組の推進には、各主体をつなぐコーディネーターや取組の促進役であるファシリテーターの存在が重要

3 計画の推進施策

課題や各主体の役割などを踏まえ、環境教育等を推進するため、道として取り組むべき各施策を示す。

【人材の育成・効果的な活用】

- ・環境教育指導者の育成と活用の促進
- ・地域の学習会等への講師派遣 ほか

【機会の提供・環境配慮行動の意識付け】

- ・地域の特性をいかした環境学習会や自然観察会等の開催
- ・様々な生活の場における環境配慮行動の意識付けの促進
- ・家庭、幼稚園、学校、事業所等で活用できる環境教育プログラム等の作成・普及 ほか

【拠点機能の整備】

- ・北海道環境サポートセンターにおける各主体間のコーディネートなどの機能の充実
- ・北海道環境の村における人材の育成や学習機会の提供
- ・青少年教育施設や自然公園など既存施設の活用と連携
- ・体験の機会の場の認定制度の周知 ほか

【協働取組の推進】

- ・道民、民間団体、事業者等の各主体との情報交換等を行いながら、各主体の自発性を尊重した協働取組の推進
- ・環境道民会議等を活用した協働取組の促進 ほか

【情報の提供】

- ・環境に関する教材、人材、施設、学習会等の情報提供
- ・環境教育等に関する相談機能の充実

【調査研究】

- ・環境に関する道民の意識やニーズの調査
- ・国、他都府県等における環境教育の取組状況調査 ほか

第4章 計画の進行管理

1 推進体制

計画の効果的な推進のため、「北海道環境政策推進会議」における庁内各部等の連携を図り、様々な分野にわたる環境教育関連施策を総合的・体系的に展開する。

計画の作成及び実施に係る連絡調整を行うために設置した、道、道教委、教育関係者、道民、民間団体等、学識経験者からなる「北海道環境教育等推進協議会」の構成メンバー等が相互に協力し、本計画を円滑・効果的に進めていくための情報交換や方策の検討等を行いながら、環境教育等の推進に努める。

2 点検

環境教育や環境保全活動等の取組の推進状況を把握するため、次の指標を設定するとともに、第3章の計画の推進施策をはじめ、道の関連施策の実施状況、市町村や民間における環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例等をとりまとめ、北海道環境教育等推進協議会における協議を踏まえ、本計画の推進状況を毎年度点検し、それらの結果を北海道環境白書等により公表する。なお、点検結果を踏まえ、必要に応じ、推進施策などの見直しを行う。

- ・環境配慮活動実践者の割合（日常生活において環境に配慮した行動を行う個人の割合）

【現状】平成24年度53% 【目標値】平成29年度70%以上

- ・環境管理システムの認証取得事業所数（ISO14001、エコアクション21、HESの認証を取得している事業所数）

【現状】平成24年度654事業所 【目標値】平成29年度780事業所

- ・環境教育に取り組んでいる学校の割合（学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、環境教育に取り組んでいる学校の割合）

【現状】平成24年度 小学校48.1% 中学校41.1% 【目標値】平成29年度 100%